

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号） 新旧対照表案

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 (略)</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 超短波放送</p> <p>協会の放送については総合放送1系統の放送及び県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については1系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</p> <p>コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。</p> <p>また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、1系統の放送の普及を図ること。</p> <p>(エ) テレビジョン放送</p> <p>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</p>	<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 (同左)</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)・(イ) (同左)</p> <p>(ウ) 超短波放送</p> <p>協会の放送については総合放送1系統の放送、<u>学園の放送</u>については<u>大学教育放送1系統の放送</u>及び県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については1系統の放送が、全国各地域（<u>学園の放送</u>にあつては<u>学園の設置する大学の授業の実施予定地域</u>（以下「<u>授業実施予定地域</u>」という。））においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において県域放送を行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</p> <p>コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。</p> <p>また、外国語放送については、外国語放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、1系統の放送の普及を図ること。</p> <p>(エ) テレビジョン放送</p> <p>協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、<u>学園の放送</u>については<u>大学教育放送1系統の放送</u>並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域（<u>学園の放送</u>にあつては<u>授業実施予定地域</u>）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域に</p>

(オ) (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送（高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うこと。

(ウ) (略)

ウ (略)

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送（デジタル放送）

においてあまねく受信できること。

(オ) (同左)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) (同左)

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) (同左)

ウ (同左)

(2)～(4) (同左)

2・3 (同左)

第2 (同左)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 (同左)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1) 地上基幹放送（デジタル放送）

基幹放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
テレビジョン放送 (有料放送を行うものを除く。)	高精細度テレビジョン放送を含む放送	協会の放送	総合放送	関東広域圏 (注)	1
			広域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 (注)	放送対象地域ごとに 1
		教育放送	全 国		1
	民間基幹放送事業者の放送	(略)			

(注) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(2) 地上基幹放送 (デジタル放送以外の放送)

ア・イ (略)

ウ 超短波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	都道府県の各区域	放送対象地域ごとに 1
(略)	(略)	(略)	(略)

基幹放送の区分				放送対象地域	放送系の数の目標
テレビジョン放送 (有料放送を行うものを除く。)	高精細度テレビジョン放送を含む放送	協会の放送	総合放送	関東広域圏 (注1)	1
			広域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域 (注1)	放送対象地域ごとに 1
		教育放送	全 国		1
	学園の放送	大学教育放送	関東広域圏(注2)		1
民間基幹放送事業者の放送	(同左)				

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) 学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。

(2) 地上基幹放送 (デジタル放送以外の放送)

ア・イ (同左)

ウ 超短波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	都道府県の各区域	放送対象地域ごとに 1
学園の放送 (有料放送を行うものを除く。)	大学教育放送	関東広域圏(注)	1
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

(削除)
エ (略)
(3)～(5) (略)

注 学園の放送の放送対象地域は、関東広域圏のうち授業実施予定地域とする。
エ (同左)
(3)～(5) (同左)

(施行期日)

- 1 第1の1(1)イの規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 第1の1(1)ア(ウ)、(エ)及び第3の規定は、平成30年11月1日から施行する。